

合併に伴う住所変更にかかる主な手続きについて

市役所に関係すること

件名	住所変更等の手続き		手続き窓口・問合せ先	
	要・不要	手続きの方法等	市役所	総合支所
国民健康保険被保険者証	不要	旧4町発行の被保険者証は、合併後3月いっぱいまでそのままお使いいただけます。旧4町にお住まいの方の新しい被保険者証は、2月末から3月はじめ頃に郵送します。	保健福祉部保険年金課 (0942)30-9029	
国民健康保険標準負担額減額認定証	不要	旧4町にお住まいの方には2月末から3月はじめまでに新しい認定証等を郵送しますので住所変更等の手続きは必要ありません。新しい認定証等がお手元に届いた方は、今までお持ちの認定証等を市役所、各総合支所又は各市民センターへご返却ください。なお、医療機関へは新しい認定証等をご提示ください。	保健福祉部保険年金課 (0942)30-9029	
国民健康保険高齢受給者証				
国民健康保険特定疾病療養受療証				
介護保険被保険者証				
介護保険標準負担額減額認定証	不要	福岡県介護保険広域連合(田主丸町、北野町、城島町、三潴町)発行の被保険者証は、3月末で切り替えになります。4月はじめに新しい被保険者証を郵送しますので、お手元に届きましたら、今までお持ちの被保険者証を市役所長寿介護課または各総合支所にご返却ください。なお、介護サービス事業者には新しい被保険者証をご提示ください。	保健福祉部長寿介護課 (0942)30-9038	
介護保険利用者負担減額・免除等認定証				
介護保険特定標準負担額減額認定証				
訪問介護利用者負担額減額認定証				
社会福祉法人等利用者負担金減額確認証				
母子家庭等医療医療証	不要	旧4町発行の医療証等をお持ちの方については、2月末から3月はじめ頃に新しい医療証等を郵送します。3月以降到着次第、新しい医療証等をご利用ください。今までお持ちの医療証等は、市役所、各総合支所又は各市民センターへご返却ください。なお、旧北野町発行の乳幼児医療証をお持ちの方は、「3才到達の翌月から就学前までの入院以外についての医療証」が別に発行され、お1人につき医療証は2枚となります。	保健福祉部保健医療課 (0942)30-9034	保健福祉課
障害者医療医療証				
乳幼児医療医療証				
老人保健法医療受給者証				
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証				
老人保健特定疾病療養受療証				
母子健康手帳(別冊を含む)	不要	そのままお使いになれます。	保健福祉部保健医療課 (0942)30-9033	
精神障害者保健福祉手帳	要	合併後、ご来庁の際に手帳等を持参のうえ、住所変更の手続きを行ってください。	保健福祉部障害者福祉課 (0942)30-9035	
精神障害者通院医療費公費負担患者票				
身体障害者手帳				
療育手帳				
障害者居宅生活支援費受給者証	不要	現在の居宅生活支援費受給者証については、3月末で切り替えになります。それまでは、現在の受給者証がそのままお使いになれます。更新の手続きは改めてご連絡いたします。		
障害者施設訓練等支援費受給者証	不要	現在の施設訓練等支援費受給者証については、6月末で切り替えになります。それまでは、現在の受給者証がそのままお使いになれます。更新の手続きは改めてご連絡いたします。		

※総合支所へのお問合せは、下記代表番号へお願いします。

田主丸総合支所: (0943)72-2111
FAX(0943)72-3819

北野総合支所: (0942)78-3551
FAX(0942)78-6482

城島総合支所: (0942)62-2111
FAX(0942)62-3732

三潴総合支所: (0942)64-2311
FAX(0942)65-0957